

発議案第6号

育児休業等の延長に係る制度改正を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月8日

八千代市議会議長 林 隆文 様

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 河野 慎一 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 山口 勇 |
| | 同 | 高山 敏朗 |

提案理由

国に対し、育児休業等の延長に係る制度改革を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

育児休業等の延長に係る制度改正を求める意見書

2017年10月の育児・介護休業法改正に伴い、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間延長をするためには、保護者等が、雇用主やハローワークに、保育所に入所できなかったことの証明書として保育所入所保留通知書（以下「通知」という。）を提出することが必要となっている。

以前は、保育所に預けられないなどの理由により、子が1歳に達する日の後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日の前日まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できたが、法改正により、更に子が1歳6か月に達する日の後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日の前日まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになった。

しかしながら、保護者等が育児休業等の延長を希望する場合には、通知を取得しなければならず、そのために入所申込みをせざるを得ない状況が生じている。

通知の取得において、保護者等には、必要書類の作成と提出及び自治体職員との面談が発生する一方で、自治体側には、提出書類の確認、保護者との面談及びポイント制に係る点数計算と利用調整等の事務が発生するため、双方にとって不必要な負担が生じていると言わざるを得ない。

また、特に内定辞退が生じた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないといったケースが生じ、公平な利用調整が困難となっている。

よって、本市議会は国に対し、育児休業等の延長に係る制度改正を下記のとおり求める。

記

- 1 仕事と家庭の両立支援という育児・介護休業法の趣旨を更に推し進め、保護者が希望すれば、子供が2歳になるまで育児休業を取得し、育児休業給付金を受給できる制度とすること。
- 2 1の制度改正が行われるまでの間、上記の実務上の問題点を踏まえ、通知がなくても育児休業等の延長が可能となるような運用を認めること。

平成31年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様